

平成18年(行ウ)第105号不当利得返還請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一 他1名

被告 和泉市長 井坂善行

原告 第1準備書面

平成18年9月4日

大阪地方裁判所第7民事部合議2B係 御中

原告 小林 洋一

原告 小林 昌子

本準備書面は、答弁書における被告の主張に対し、反論及び求釈明を行うものである。

第1 求釈明

被告答弁書に記載されている事項に関し、以下の求釈明を行う。

- 1 地方自治法第204条第3項において「給与、手当、旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」と規定している。

「和泉市特別職の職員の給与に関する条例」第8条第1項には、「特別職の給与の支給方法に関し、この条例に定めのない事項は、一般職の例による」との定めがあり、この支給方法とは前述の204条第3項の支給方法と同様に解すべきである。

この支給方法の内容について、被告は支給日や振り込み方法について定めたものと限定した解釈をしているが、支給方法とは給与の額以外の支給に関する事項を広く包含し、給与の期間計算、支給期日等の他、給与を減額したり不支給とする基準等も含むべきと解すべきで、これは判例でも明らかである。(甲第2号証)

ところで答弁書によれば市長の給与については、一般職の給与の支給方法をそ

のまま適用できないと主張している。それなら市長については支給方法をいかなる条例に基づくのかが明らかにされたい。

- 2 市長の給与の法的性格が一般職の職員の給与よりも、議員報酬に近いと主張しているが、本件に関し具体的にいかなる事を主張されようとしているのかが明らかにされたい。

第2 答弁書に関し

1 一般職の給与条例第8条の適用について

退職時の給与支給について、給与は職務の対価である原則を超えて、退職時に在籍した月について、退職日に拘わらず一ヶ月の給与の全額を支給するのは、職員が死亡のため退職した場合について適用すると定めたものが一般的で、殆ど全ての地方自治体でそのような定めがある。これは以下の国家公務員との均衡を考慮して制定されているためである。

昭和49年7月26日付けで、人事院は、給与勧告の際に行った「給与勧告についての説明」において、「職員が死亡した場合におけるその月の給与の支給について、その死亡の日までの日割計算によっているのを改め、その死亡の日の属する月の給与の全額を支給することとしている。」と述べ、国は、これに基づき、昭和49年12月23日付けで、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の改正を行い、新たに第9条の2第3項を設け、「職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。」と定めた。

ところで、本件の給与条例第8条は死亡でない通常の退職についても死亡の場合と同様の扱いを定めており、このような条例を制定している自治体は極めて少数で、殆どの自治体は退職日までの給与を支給するとなっている。(甲第5号証)

原告が大阪府の市町村(大阪府以外は市のみ)について、退職時の給与支給方法を調べたところ、和泉市と同じ支給方法をとっている自治体は、大阪府内では池田

市、大阪市、吹田市、東大阪市、守口市の5市、貝塚市は10日単位で支給。

大阪府以外の関西府県の市を対象に調べたところ、京都府では京都市と亀岡市、兵庫県では宝塚市、奈良県、和歌山県、滋賀県ではいずれも該当無しの状況である。109自治体の内和泉市のような支給方法を採用しているのは貝塚市を含め10市しかなく、このような支給方法が例外的な対応であることが分かる。

以上のように本件支給方法は極めて例外的になされていることから、その適用条件については、他の自治体との均衡を考慮して厳密に判断されなければならない。

ところで本件のような退職者に厚遇的な処遇を定めている意味について明確にしたものは無いが、この制度の趣旨は論功行賞的な意味から、長年の職務を通じて市に貢献したことに対する報償的支給と考えられる。

これを本件について当てはめると、次項で述べる辞職の原因となった収賄事件に関する市長の責任の重大さからして該当しないことは明白である。

以上の通り、第8条の本文の適用は他の自治体との均衡を考えても厳密に判断せねばならず、更に本条の制定の趣旨からしても本件については条例の但し書きを適用し、退職日までの給与支給とすべきである。

2 前市長の責任について

和泉市はここ数年不祥事の連鎖に見舞われていた。

2003年夏、当時の企画財政部次長らが、産業団地「テクノステージ和泉(旧・和泉コスモポリス)」への企業誘致を巡り、不動産業者から計530万円を受け取ったとして、大阪府警に収賄容疑で逮捕され、2005年1月には、架空ローンで400万円をだまし取ったとして、大阪地検特捜部が詐欺容疑で当時生活環境部理事を逮捕。理事は同年2月、ごみ収集運搬業務委託を巡り、業者から500万円を受け取った収賄容疑でも再逮捕された。

更に不祥事は続き、2005年3月には、元助役の池辺被告が葬祭業務委託を巡る競売入札妨害容疑で逮捕され辞職。事件には至らなかったが仲田助役を水道事業

管理者に任命した際、前市長は同助役から300万円を受け取っていた事も判明し、同助役が辞職した。一時は市長、助役1名、収入役の特別職がいずれも辞職し、助役1名の異常な時期もあった。

このような不祥事の続く中で、前市長は2003年に職員倫理条例を設け、職員に対し規律とモラルの徹底をはかった。職員には汚職は割に合わないと言いつつ自らがその時既に汚職に手を染めていたことになる。

前市長の逮捕を受けて、市の不祥事は全国に知れ渡り、市の体面を著しく傷つけ市政に対する市民の信頼を失った責任は極めて重大である。

更に前市長は逮捕後容疑を否認し、再逮捕後逃れられないことから観念したもので、その結果市長の辞職まで多くの日時を要し、市政を混乱に陥れた。市政を思う気持ちがあってもあれば、自ら犯した罪を謝罪しすぐさま辞職し市政の混乱を最小限にとどめるべきが、より高い規範性が要求される市長の取るべき態度であり、その点からも市長の一連の態度は一片の評価すべき点もない。

有罪を下した判決で小川育央裁判長は「常習的に予定価格を漏らし、市長の権限を私物化した悪質な犯行で、市政への信頼を失わせた。非常に手慣れた手口で、共犯者の供述などから常習性は明らか」と厳しく断罪した。

(甲第6号証、甲第7号証、甲第8号証、甲第9号証、甲第10号証、甲第11号証)

3 自主的退職であるとの主張について

被告は自主的退職であることを、本文適用の理由としている。

ところで本件前市長の失職は、前市長の辞職願に伴う自然失職であるから形式的には自主的な退職である。しかしながら本件の場合には収賄事件を起こし逮捕起訴され、その結果有罪判決を受けた結果であり、市政を混乱させ、市民の信頼を決定的に失った前市長がそのまま市長の座に止まることは實際上不可能であり、市長の座に止まったときは地方自治法第83条による失職、あるいは同第178条による不信任議決による失職により、市長の職を追われることは必定である。

前市長はかかる事情でやむなく辞職に追い込まれたのであり、答弁書にある自己の意志に反して職を失ったものにあたる。

以上